

九 大 国 国 第 8 号
令和2年10月20日

各 部 局 長
各 部 局 事 務 (部) 長 殿
事 務 局 各 課 長
監 査 室 長

九州大学理事 (危機管理担当)
新型コロナウイルス危機対策本部WG長

内 藤 敏 也 公印省略

「新型コロナウイルス感染症に関する検討事項及び対応方針 (感染拡大期) 」の
「検討事項5-1. 海外への新規渡航禁止等」の改正について (通知)

標記の件について、本学における海外への新規渡航の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に関する検討事項及び対応方針 (感染拡大期) (令和2年4月8日九州大学新型コロナウイルス危機対策本部WG) 」の検討事項5-1で定めているところですが、この度、別紙のとおり検討事項5-1を改正することとなりましたのでお知らせします。

つきましては、本通知日以降は、改正後の対応方針に基づきご対応くださいますようお願いいたします。

担当：国際部国際課 大石
内線：90-2213
E-mail：intlkhosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

5. 渡航・渡日に関する検討事項

○5-1. 海外への新規渡航禁止等

担当部署：国際部国際課、学務部学生支援課

* 2020.03.02 新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて修正（通知済）

* 2020.03.26 新型コロナウイルス危機対策本部 WG にて見直し（通知済）

* 2020.04.08 新型コロナウイルス危機対策本部 WG にて見直し（通知済）

対応方針：

本学構成員による海外渡航の可否については、感染症危険レベル並びに危険情報レベルに基づき、以下の通りとする。

- (1) 感染症危険レベルあるいは危険情報レベルが「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」及び「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」とされている国・地域への本学構成員による大学用務としての渡航は不可とする。ただし、教職員等（派遣職員等、本学に通勤する者を含む。以下同様。）において、やむを得ない事情がある場合は、部局長など所属長（以下、「所属長」という。）からの申請※¹により、本学新型コロナウイルス危機対策本部へ相談すること。
- (2) 上記(1)以外の国・地域への本学構成員による大学用務としての渡航については、教職員等においては原則渡航不可、学生等（研究生等、本学に通学する者を含む。以下同様。）においては渡航不可とする。これらの国・地域に、教職員等が大学用務としての渡航を希望する際には、所属長からの申請※¹に基づき、本学新型コロナウイルス危機対策本部において渡航の可否を判断する。
- (3) 大学用務以外の他機関からの依頼による出張や私事渡航についても、上記(1)及び(2)と同様に、原則禁止とする。ただし、特別な事情がある場合は、所属長の許可を得ることとし、渡航する際には連絡のとれる体制を構築する。また、所属長が渡航を許可した場合は、国際部国際課へ報告することとし、国際部国際課でとりまとめの上、新型コロナウイルス危機対策本部会議に報告する。

※1：申請書類及び提出先は以下のとおり。

【申請書類】

- ① 渡航理由書（原則渡航不可にもかかわらず、どうしても大学用務として当該地域へ渡航しなければならない理由や渡航時期を変更できない理由等について、詳細に記載ください。）
- ② 旅行命令伺の写し（部局長決裁後のもの）
※学生等で旅行命令伺がない場合においては、旅行命令伺に記載のものと同様の内容がわかる書類（様式自由）で、部局長決裁をとったものの写し。

【提出先】

教職員等：国際部国際課 intlkhosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

学生等：学務部学務企画課 gaphosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

海外への渡航にあたっては、感染症危険レベルにかかわらず、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国後の行動制限を行っている国・地域があるので、下記の外務省ホ

ホームページを確認してください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

関係通知等：

2020.03.03 「感染症危険レベル2以上の国・地域からの学生及び教職員等の受入に係る自己申告書」について〔連絡〕

2020.03.27 新型コロナウイルス感染症に関する検討事項及び対応方針(国内発生早期～感染拡大期)の一部修正等について〔通知〕